

水産業を核とした漁村の活性化 (浜の活力再生プランについて)

平成26年2月6日

(平成27年4月改訂)

(平成27年10月改訂)

(平成29年3月改訂)

(平成30年3月改訂)

(令和5年4月改訂)

水産庁

目 次

1 浜の活力再生プランとは？	1
2 浜の活力再生プラン策定のメリットは？	4
3 関連施策について	5
4 浜の活力再生プランのスキームについて	6

1 浜の活力再生プランとは？

漁業所得の向上を通じた漁村地域の活性化を目指し、漁業者が主体となって5年間、具体的な取組を実行するための総合的な計画です！

(現状)

- 資材高騰や後継者不足などのマイナス要因
- 漁業の衰退により漁村全体が元気がない

(解決策)

- 漁業関連の収入を上げるための対策は？
- コスト削減を図るための対策は？

(目指すところ)

- ◎5年後に所得の向上10%以上
→具体的な数値目標を掲げましょう

これをプランに盛り込みます。



- ✓ 地域水産業再生委員会（市町村・漁協または漁業者団体は必須構成員）が中心となってプランを策定します。
- ✓ 漁業者が主体となり、漁村地域が一体となって取り組む対策を考えましょう。
- ✓ 「所得向上を図るために何が必要か？」 「地域活性化のために何が必要か？」漁村地域自らで考えましょう。

浜プラン：収入向上の具体的な取り組み

○漁獲量増大：種苗放流、食害動物駆除、雑海藻駆除、海底耕耘、施肥（堆肥ブロック投入）、資源管理の強化など

資源管理
しながら
生産量を
増やす

○新規漁業：養殖業、定置網、新たな養殖種の導入など

○高品質化：活き締め・神経締め・血抜き等による高鮮度化、スラリーアイス・シャーベット氷の活用、細胞のダメージを低減する急速冷凍技術の導入、活魚出荷、養殖餌の改良による肉質改善など

付加価値
向上を
図る

○衛生管理：殺菌冷海水の導入、HACCP対応、食中毒対策の徹底など

○商品開発：低未利用魚を活用した加工品開発、消費者ニーズに対応した惣菜・レトルト食品・冷凍加工品開発など

売り先・
売り方を
工夫する

○出荷拡大：大手量販店・飲食店との連携、販路拡大、市場統合など

○消費拡大：お魚教室や学校給食への提供、魚食普及、PR・イベント開催など

浜プラン：コスト削減の具体的な取り組み

○船底清掃や漁船メンテナンスの強化

○省エネ型エンジンや漁具、加工機器の導入

○漁船の積載物削減による軽量化

省燃油活動、
省エネ機器
導入

○操業見直しによる操業時間短縮や操業隻数削減など

○協業化による人件費削減、漁具修繕・補修費削減など

協業化による
経営合理化



2 浜の活力再生プラン策定のメリットは？

関連する施策(補助事業等)の優先採択等が受けられます！

国は、「浜の活力再生プラン」に取り組む漁村地域（漁業者等）が目標達成できるよう支援します。

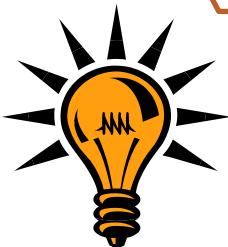
例えば・・・

「高品質化を図るため、シャーベット氷（製氷施設）を導入したい」

「衛生管理の高度化を図るため、対応した荷さばき施設を整備したい」

「漁村のにぎわいを創出するため、地域水産物を販売する直売所を整備したい」

→浜の活力再生・成長促進交付金による施設整備等



浜プランの承認を受けた漁村地域（漁業者等）に対して、関連する国の支援策を受ける際には、

- ①浜の活力再生プランの策定が要件である場合
 - ②関連する国の支援策の採択・事業費の配分において優先採択を受けられる場合
- があります。

3 関連施策について

①浜プランの策定が採択要件である事業

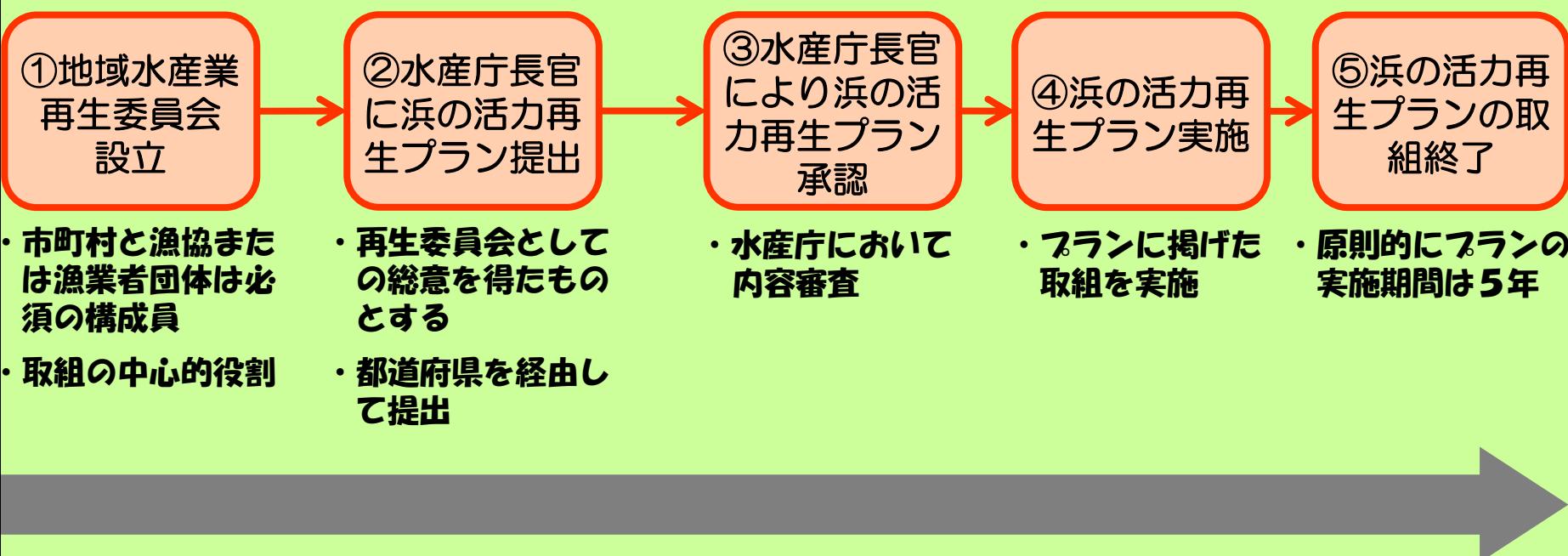
- ・漁業者保証円滑化対策事業
- ・もうかる漁業創設支援事業 沿岸漁業版
- ・離島漁業新規就業者特別対策事業
- ・浜の活力再生・成長促進交付金

②浜プランを策定した地域において優先配慮等がされる事業

- ・経営体育成総合支援事業
- ・デジタル水産業戦略拠点整備推進事業
- ・女性活躍のための実践活動支援事業
- ・水産基盤整備事業
- ・水産多面的機能発揮対策事業

「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」
(平成26年2月6日付け25水港第2656号 農林水産事務次官通知)第6の事業が該当します。

4 浜の活力再生プランのスキームについて



①地域水産業再生委員会

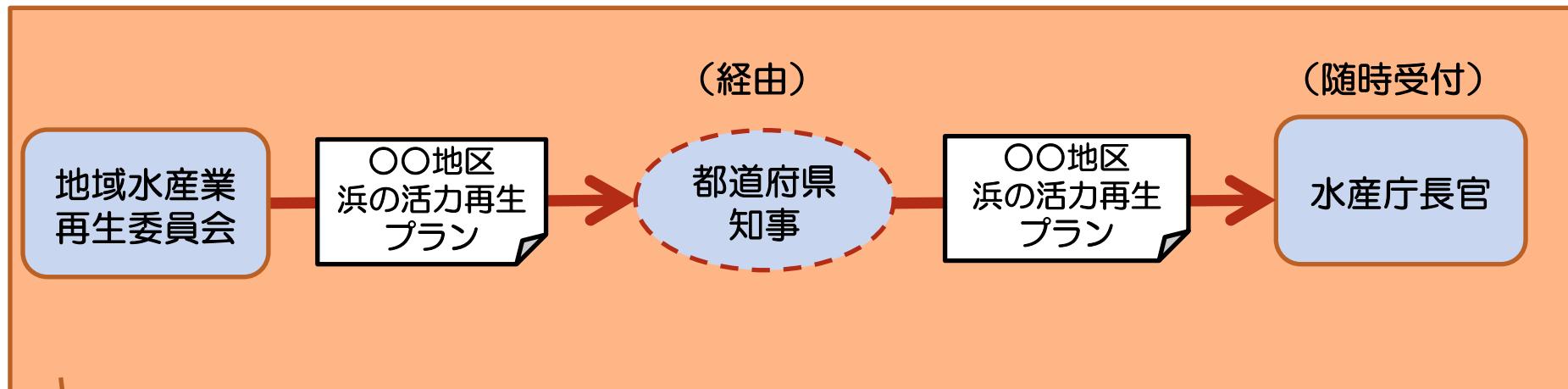
構成員

- 【必須】 ①水産業協同組合または漁業者団体
②市町村（県一漁協や全国団体など①の区域が広域の場合には、浜プランの対象地域がある市町村）
- 【任意】 都道府県・加工業者・流通業者・地元商工会議所・観光関係者など

※都道府県はできる限り構成員となることが望ましいです。

- 
- ✓ 浜の活力再生プランの策定から実施に至るまで中心的な役割を担って頂きます。
 - ✓ 利害が対立する関係者間の調整も行う必要があります。
 - ✓ 委員会の意志決定方法や会計などに関する関係規定を定めましょう。
 - ✓ 浜の活力再生プラン推進事業を実施する場合の事業実施主体となります。

②水産庁長官に浜の活力再生プラン提出



✓ 浜の活力再生プランの策定に際しては、

- 自分たちの現状を把握
- 将来のあるべき姿とは何か？
- そのためにどんな取組が必要なのか？

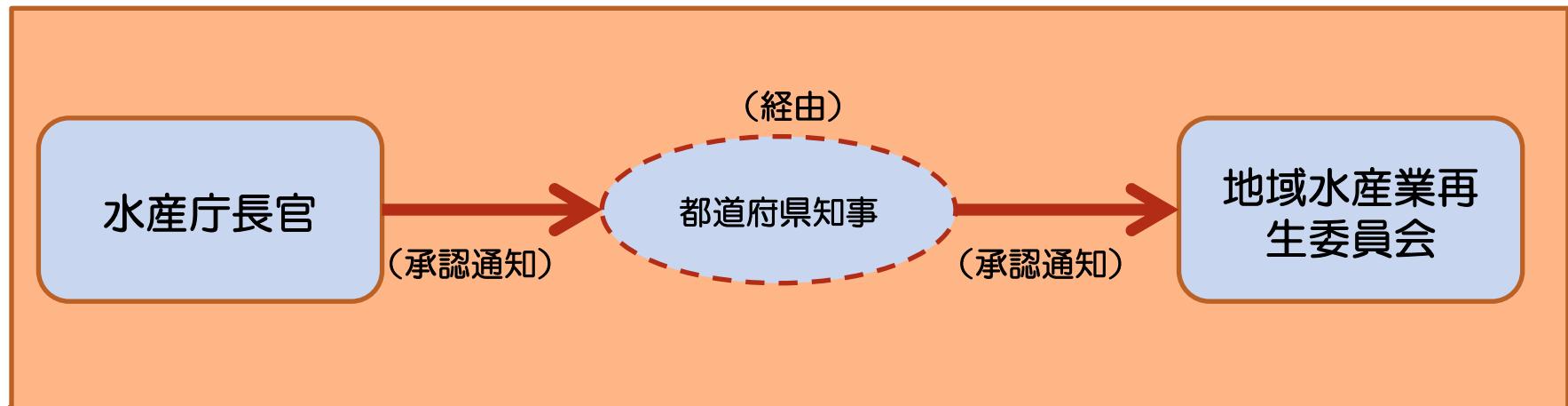


について具体的に検討し、原則5年以内に漁業所得が1割以上アップするプランとしてください。

✓ 最終的に地域水産業再生委員会が関係者の意見集約を図った上で、委員会の総意として都道府県知事に提出してください。

✓ 都道府県は、プランの内容が都道府県や市町村の施策に沿ったものであることを確認の上、水産庁長官に提出してください。

③水産庁長官により浜の活力再生プラン承認



- ✓ 水産庁にて内容を審査し、以下を満たしていることを確認し承認します。
 - 浜の活力再生プランに掲げた所得向上が見込めること
 - 「漁業収入向上」と「漁業コスト削減」双方の取組が実施されること
 - 資源管理に係る取組を実施していること
 - 国の施策に整合していること
- ✓ 浜の活力再生プランの承認を受けた地域が、関連施策の支援を受けることができます。



④浜の活力再生プラン実施

⑤浜の活力再生プランの取組終了



- ✓ プランの実施期間は原則5年間ですが、関連施策の終了年がプラン実施から5年を超える場合は、関連施策の終了年度とすることができます。
- ✓ 浜の活力再生プランの取組が終了する最終年度までの目標達成状況について報告していただきます。(プラン終了年度の翌年度9月末日までに)
- ✓ 再生委員会自らで評価を行ってください。
- ✓ 達成状況報告書は都道府県を通じて提出してください。



浜の活力再生プラン全般の問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課推進班

**代 表:03-3502-8111(内線6905)
ダイヤルイン:03-6744-2392**

水産庁ホームページ【浜の活力を取り戻そう！】

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html>